

「県立学校家族休暇制度」Q&A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予めHP等で最新の行事計画表等をご確認ください。加えて、単元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は生徒を通して、必ず教科担任等にご確認ください。

補足：今年度は4月27日より申請できます。年度を超えた日付の取得を申請することはできません。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業プリント等は、後日教科担任等に確認してください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Q9 もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 家族休暇を取得することで、出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件に「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件に「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は欠席にはなりません。もともと欠席や欠課が多い生徒が家族休暇を取得した場合、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修や原級留置になってしまう可能性があります。

※3日取得により、ある科目が出席時数不足となり未履修となる例
(年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定)

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は 2/3 を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が 2/3 を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※3日取得により、出席日数不足となり原級留置となる例
(年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定)

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 すべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は 2/3 を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が 2/3 を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！

Q10 家族休暇を取得して運転免許を取りに行けますか。

A10 運転免許を取るため(仮免許・卒検・学科試験)に利用することはできません。後日虚偽申請が発覚した場合は、家族休暇は取り消され、生徒指導の対象になる可能性があります。なお、事前に「運転免許取得許可願い」を提出した生徒に関しては、届出欠席扱いとなるので、生徒指導部・担任に問い合わせてください。

- Q11 申請後に懲戒指導や特別指導期間になった場合は、家族休暇はどうなりますか。
- A11 申請は取り消されます。しかし、その日に休みを取る場合は、担任や生徒指導部と相談・確認後、届出欠席扱いとなります。その際、懲戒指導期間や特別指導期間は欠席した日数分延長されます。なお、取り消された家族休暇の期間は、別日に改めて申請することは可能です。
- Q12 申請後に家庭の事情や台風接近などにより、旅行日程等が変更になった場合、家族休暇を取り下げたり、日程を変更することはできますか。
- A12 (取り下げる場合) 予定の変更等により、家族休暇の申請を取り下げることはできます。その際は、取得予定日の前日までに担任へ報告して下さい。なお、別日に改めて申請をすることは可能です。
(日程変更の場合) 旅行日程の変更などが分かった時点で、改めて申請書を担任へ出し直してください。ただし、申請日より1週間以上先の日程に変更されるようにしてください。
- Q13 台風や大雪などによって飛行機が欠航になり、旅行日程を延長した場合はどうなりますか。
- A13 交通機関等の欠航により日程が変更された場合は、これまでに取得した家族休暇日数を含めて3日以内であれば、家族休暇として扱います。ただし、3日を超えた場合、4日目からは届出欠席の扱いになる可能性があります。
- Q14 一度出した申請は、取り下げることができますか。
- A14 はい、できます。
早い段階での申請で、申請日に状況が変わったり、出席日数不足や時数不足、懲戒指導になったりと状況が変化した場合は、一度取り下げて改めて取得することができます。
- Q15 休暇予定していた日に行事が変更されて重なってしまった場合はどうなりますか。
- A15 申請日が基準となりますので、その後に行事が変更された場合は、予定通り休暇を取ることはできます。しかし、行事に参加する場合は、取り下げて別日に取得することもできます。
行事予定が大きく変わる場合は、あらかじめ早い段階で周知しますが、それよりも早い段階での申請の場合になりますので、Q12やQ14と同様に一度取り下げて改めて取得することができます。